## 過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案新旧対照条文

○週疎地域自立促進特別措置法 (平成十二年法律第十五号)

改 正 案	<b>型</b>
老 副	<b>老 </b>
(この法律の失効)	(この法律の失効)
第三条 この法律は、平成三十三年三月三十一日限り、その効力を	第三条 この法律は、平成二十八年三月三十一日限り、その効力を
米心。	状 <sub>い</sub> 。

別 部		医 医	
(所掌事務の特例	$\Xi$ )	(所掌事務の	姓(
斑川条 (器)		紙川巛 (磊)	
2 総務省は、第三	一条の任務を達成するため、第四条各号及び前項	2 総務省は、	扭
各号に掲げる事務	いのほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、そ	各号に超げる	) <del>     </del>
れぞれ同表の下欄	に掲げる事務をつかさどる。	れぞれ同表の	1
平成十回年三月	(智)		11 🗆
111+1 □		111+1 ==	
平成二十五年三	(智)		<u></u> #1
町111十1田			
平成二十六年三	(智)		#1
四111十1日			
平成二十七年三	(智)		<u></u> #1
<b>〒111十1</b>	(智)		
(湿盤)	(	<u> </u>	<u>₩</u> 1
		〒111十1 田	

各号に掲げる事務	のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、そ
れぞれ同表の下欄	に掲げる事務をつかさどる。
平成十四年三月	(智)
111+1 ==	
平成二十五年三	(智)
〒111十1□	
平成二十六年三	(雤)
〒111十 1 □	
平成二十七年三	(智)
〒111十 1 □	(智)
平成二十八年三	過疎地域(過疎地域自立促進特別措
	成十二年法律第十五号) 第二条第一
	する過疎地域をいう。) の自立促進に

íΤ

第三条の任務を達成するため、第四条各号及び前項

則

特図)

○総務省設置法 (平成十一年法律第九十一号)

改正案

	月三十一日平成二十九年三	(盤)					合的な政策の企画及び立案並びに推
	平成二十九年九	(盤)					合自力正式の立画力ですますの
	<b>町11十</b> 田						めいわ。
	平成三十三年三		過疎地域(過疎地域自立促進特別措		平成二十九年三	(雤)	
					〒111十1 □		
			成十二年法律第十五号) 第二条第一		平成二十九年九	(智)	
					〒111十□		
			する過疎地域をいう。) の自立促進に		(犛蝦)	(	
			合的な政策の企画及び立案並びに推				
			<b>必り</b> り。				
۲.	(雀)			c	) (2)		

		改 正 案				<b>武</b>
	附則			路則		
€.	農林水産省は、	第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲	c	り農林水産省は、	第三条	の任務を達成するため、第四条各号に掲
	げる事務及び前項	、に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる		げる事務及び前項	に規定す	<b>うる事務のほか、次の表の上欄に掲げる</b>
	日までの間、それ	ぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。		日までの間、それ、	ぞれ同来	(の下欄に掲げる事務をつかさどる。
	平成二十五年三	(隺)		平成二十五年三	(盤)	
	〒111十1□			〒111十1□		
	平成二十六年三	(隺)		平成二十六年三	(盤)	
	〒111十1□			〒111十1□		
	平成二十七年三	(隺)		平成二十七年三	(盤)	
	〒111十1□			〒111十1□		
	( <u></u>	(三迭)		平成二十八年三		過疎地域(過疎地域自立促進特別措
						成十二年法律第十五号)第二条第一
						する過疎地域をいう。)の自立促進に
	平成二十九年三	(隺)				
	〒111十1□					合的な政策の企画及び立案並びに推
	中成三十三年三	過疎地域(過疎地域自立促進特別措				
						10177°

〇農林水産省設置法 (平成十一年法律第九十八号)

平成二十九年三	(智)
〒111十 1 □	
(	(

成十二年法律第十五号) 第二条第一
する過疎地域をいう。)の自立促進に
合的な政策の企画及び立案並びに推
<u>10170</u>

改 正 案	盟			
(A)	老			
(所掌事務の特例)	(所掌事務の特例)			
第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号	第二条 国土交通省は、第三条の任務を達成するため、第四条各号			
に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞ	に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞ			
れ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。	れ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。			
字成二十 <b></b> 日本三 (略)	                                     			
□川十一□ (鋆)	<u> </u>			
(智)	(2)			
字成二十六年III ( <b>6</b> )				
町川十一口 (雤)				
(と)	(鉴)			
町川十一 田 (盤)	世刊十十日 ( <b>2</b> )			
(	週疎地域(週疎地域自立促進特別措			
(	平成二十八年三  成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定			
	月三十一日   する過疎地域をいう。)の自立促進に			
平成二十九年三 (略)	合的な政策の企画及び立案並びに推進に関			

○国土交通省設置法 (平成十一年法律第百号)

□□111十1□□				<u>₽</u>
	過疎地域(過疎地域自立促進特別措			10177°
	成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定			
	する過疎地域をいう。) の自立促進に			
□□□			平成二十九年三	(智)
	合的な政策の企画及び立案並びに推進に関		〒111十1□	
	40			(
	<u> ゆいわ。</u>			
字 成 三 十 回 年 三	(隺)		(楚榖)	
≈ (盤)				
			平成三十回年三	(智)
			〒111十1 □	
		0	」 (と)	